

## 2 平成17年国勢調査結果で用いられる用語の解説

国勢調査は人口・世帯についての統計調査であり、人口・世帯に関する主要な属性が把握・分類され、統計表の形に集計・公表されています。ここでは国勢調査における人口・世帯の意味や、各種分類等で用いられる用語について解説しています。

### ●人 口

国勢調査の報告書等に掲載されている人口は、調査年の10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口（昭和20年の人口が掲載されている場合は、同年11月1日午前零時現在で行われた人口調査による人口）です。

また、我が国に復帰する前の沖縄県の人口が掲載されている場合、沖縄県の人口は、昭和25年、30年及び35年が各年12月1日午前零時現在、40年及び45年が各年10月1日午前零時現在の人口です。

なお、昭和20年及び22年には、沖縄県では調査が行われていません。

調査した人口は、調査時において、調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時に居た場所に「常住している人」とみなしています。

ただし、次の人については、それぞれ以下に述べる場所に「常住している人」とみなして、その場所で調査しています。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶  
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しています。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象としましたが、次の人は調査の対象から除外しています。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

人口についての上の定義は、昭和30年以降同一となっていますが、昭和25年以前は以下のようになっています。

#### 【大正 9 年～昭和 15 年】

調査した人口は「現在人口」です。現在人口とは、各人を調査時に居た場所で調査する方法（現在地方式）によった人口であり、一般の外国人はもとより、昭和 22 年以降の調査では調査の対象から除外している外交使節団等の構成員も含めたすべてを調査しています。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 4 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査しています。

なお、昭和 15 年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるとしないを問わず、すべてその家族などのいる応召前の住所で調査しています。したがって、これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」が集計されています。

#### 【昭和 20 年・22 年】

調査した人口は「現在人口」です。調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 2 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査しています。

昭和 20 年の人口調査では、陸海軍の部隊・艦船内にあった人及び外国人（韓国・朝鮮又は台湾の国籍を有する人を除く）は、調査の対象から除外しています。

また、昭和 22 年以降は、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等は、調査の対象から除外しています。

#### 【昭和 25 年】

調査した人口は「常住人口」です。昭和 25 年の調査では、常住の判定の基準となる居住期間を 6 か月以上としており、それぞれの住んでいる場所で調査しています。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査しています。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い人も、調査時後 3 日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する人とみなして、その船舶で調査しています。

このほかの取り扱いについては、調査の対象から除外した人の範囲を含めて、昭和 30 年調査以降と同様です。

なお、昭和 25 年の調査では、「現在人口」も調査し、集計しています。

#### 【沖縄県の昭和 25 年～45 年】

沖縄県は、昭和 47 年 5 月 15 日に我が国に復帰し、昭和 50 年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって、昭和 25 年から 45 年まで、5 回の国勢調査が行われています。この間の沖縄県における国勢調査の「人口」の定義は以下のようになっています。

昭和 25 年に調査した人口は「現在人口」です。また、調査の対象から除外した人は、次のとおりです。

- (1) 連合国軍の将兵及び連合国軍に附属し、又は随伴する者並びにこれらの者の家族
- (2) 連合国軍最高指令官が任命又は承認した使節団の構成員及びこれらの者の家族
- (3) 連合国政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらに随伴する者並びにこれらの者の家族

昭和 30 年～45 年に調査した人口は本土と同じ「常住人口」です。ただし、昭和 30 年の調査については、常住基準となる居住期間を 4 か月としています。

また、調査の対象から除外した人の範囲は、次のとおりです。

#### [昭和 30 年]

- (1) 外国人のうち米国政府当局の命令により、米国軍隊の任務を帯びて琉球列島内に入った軍人、軍属及びこれに随伴する者、並びにこれらの者の家族

- (2) 軍クラブ、アメリカ赤十字及び琉球列島内において単に米国軍隊の利益のために活動している特別使節団体の琉球人以外の被雇用者
- (3) 外国政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれに随伴する者並びにこれらの者の家族

[昭和 35 年・40 年]

- (1) 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
- (2) 琉球住民でない者で、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらの家族
- (3) 軍施設内に住居を有する非琉球人及びその配偶者又は子となっている琉球人

[昭和 45 年]

- (1) 沖縄内に駐在する米国民政府及び米国領事館に勤務する外国人の職員（その家族を含む。）
- (2) 沖縄内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

### ●人口重心（平成 12 年までの算出方法）

人口重心とは、人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいいます。

都道府県の人口重心は各市（区）役所・町村役場の位置を用いて計算し、全国の人口重心はこの都道府県の人口重心を用いて計算しています。

都道府県及び全国の人口重心の計算の方法は次のとおりです。

#### (1) 都道府県の人口重心

各市区町村の人口がすべてその市（区）役所・町村役場にあると仮定し、緯度の異なりによる経度の広狭を補正しながら、次の式により算出しました。

$$Y = Y_0 + \frac{\sum W_i (Y_i - Y_0)}{\sum W_i} \dots\dots (a)$$

$$X = X_0 + \frac{\sum W_i (X_i - X_0) \{1 - (Y_i - Y_0) \times \alpha\}}{\sum W_i} \div \{1 - (Y - Y_0) \times \alpha\} \dots\dots (b)$$

ここで、

- X, Y : 人口重心の経度, 緯度
- X<sub>0</sub>, Y<sub>0</sub> : 前回調査の人口重心の経度, 緯度
- X<sub>i</sub>, Y<sub>i</sub> : 第 i 市（区）役所・町村役場の経度, 緯度
- W<sub>i</sub> : 第 i 市区町村の人口
- α : 緯度の異なりによる経度の補正係数

を示します。

(b) 式の { } 内の式については、次の近似式により計算しました。

$$\{1 - (Y_i - Y_0) \times \alpha\} = (31386.338 - 0.010329 \times Y_i - 0.000000297756 \times Y_i^2)$$

$$\{1 - (Y - Y_0) \times \alpha\} = (31386.338 - 0.010329 \times Y - 0.000000297756 \times Y^2)$$

また、上式の計算に用いた市（区）役所・町村役場の緯度、経度は国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図の上で測定しました。

#### (2) 全国の人口重心

全国の人口重心は（1）で求めた都道府県の人口重心を用い、（1）の都道府県の人口重心の計算と同様の方法で算出しました。ただし、（b）式の { } 内は α = 1/72（緯度 1 度当たり）として計算しました。

## ●面積と人口密度

報告書等に掲載し、また人口密度の算出に用いている全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、①市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、②境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがあります。これらについては、国勢調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記しています。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院の公表する面積とは一致しないことがありますので、利用の際には注意が必要です。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

また、沖縄県の面積のうち昭和 25 年は琉球列島軍政本部が、昭和 30 年～45 年は琉球政府がそれぞれ実施した国勢調査の報告書によっています。

人口密度については、各回国勢調査令等によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出しています。

## ●人口集中地区

昭和 28 年の町村合併促進法及び昭和 31 年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和 35 年国勢調査から新たに人口集中地区を設定しました。

平成 17 年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の 3 点を条件として設定しました。

- (1) 平成 17 年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 km<sup>2</sup> 当たり 4,000 人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成 17 年国勢調査時に 5,000 人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が 1 km<sup>2</sup> 当たり 4,000 人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

## ●人口性比

人口性比とは、女性 100 人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \text{男性} / \text{女性} \times 100$$

## ●年齢・平均年齢

年齢は、調査日前日による満年齢です。

ただし、昭和 15 年及び 22 年の調査については、満年齢と数え年の両方の集計を行っています。また、報告書等に掲載している平均年齢の算出は、以下の式によっています。

$$\text{平均年齢} = [\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}] / \text{総人口} + 0.5$$

## ●配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

未婚 — まだ結婚したことのない人

- 有配偶 — 妻又は夫のある人
- 死別 — 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

## ●国 籍

平成 17 年国勢調査では国籍を、「日本」のほか、以下のように 11 区分に分けています。

11 区分 — 「韓国, 朝鮮」「中国」「フィリピン」「タイ」「インドネシア」「ベトナム」  
「イギリス」「アメリカ」「ブラジル」「ペルー」「その他」

平成 7 年及び 12 年国勢調査では国籍を、「日本」のほか以下のように 10 区分に分けています。

10 区分— 「韓国, 朝鮮」, 「中国」, 「フィリピン」, 「タイ」, 「フィリピン, タイ以外の東南アジア, 南アジア」, 「イギリス」, 「アメリカ」, 「ブラジル」, 「ペルー」, 「その他」

昭和 60 年以前については「日本」のほか、「韓国, 朝鮮」, 「中国」, 「アメリカ」, 「その他」の 4 区分としており、平成 2 年では、この 4 区分に「フィリピン」, 「フィリピン以外の東南アジア, 南アジア」を加えた 6 区分としています。

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、日本と日本以外の国の国籍を持つ人の国籍は「日本」、日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国としています。

ただし、昭和 50 年以前については、二つ以上の国籍を持つ人について、次のように取り扱っています。

- (1) 昭和 25 年は「その他」としています。
- (2) 昭和 30 年～50 年は調査票の国名欄の最初に記入された国によっています。ただし、昭和 40 年の場合、調査票に記入された国の中に韓国, 朝鮮があるときは「韓国, 朝鮮」とし、韓国, 朝鮮がなく中国があるときは「中国」としています。

なお、昭和 35 年及び 40 年の沖縄県の調査では、「韓国, 朝鮮」が「その他」に含まれています。

## ●世帯の種類

昭和 60 年以降の国勢調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

**一般世帯**とは、次のものをいいます。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

**施設等の世帯**とは、次のものをいいます。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人としています。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

- (3) **社会施設の入所者** — 老人ホーム，児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) **自衛隊営舎内居住者** — 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) **矯正施設の入所者** — 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) **その他** — 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

昭和 55 年以前の国勢調査での世帯の定義，世帯の種類は，昭和 60 年以降と以下のように異なっています。

**【昭和 55 年】**

昭和 55 年調査では，世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分し，次のとおり定義しています。

**普通世帯** — 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
 ただし，普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については，人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めています。

**準世帯** — 普通世帯を構成する人以外の人又はその集まり

なお，準世帯については次のように区分しており，世帯の単位は，原則として下記の(1)及び(2)は単身者一人一人，(3)及び(5)は棟ごと，(4)は施設ごと，(6)及び(7)は調査単位ごと，(8)は一人一人としています。

- (1) 間借り・下宿などの単身者
- (2) 会社などの独身寮の単身者
- (3) 寮・寄宿舎の学生・生徒
- (4) 病院・療養所の入院者
- (5) 社会施設の入所者
- (6) 自衛隊営舎内居住者
- (7) 矯正施設の入所者
- (8) その他

なお，昭和 60 年国勢調査以降における一般世帯，施設等の世帯の区分と，昭和 55 年国勢調査での普通世帯，準世帯との対応は次の表のとおりです。

**一般世帯と施設等の世帯，普通世帯と準世帯の世帯の区分の対応**

	一般世帯	施設等の世帯
普通世帯	住居と生計を共にしている人の集まり 一戸を構えて住んでいる単身者	
準世帯	間借り・下宿などの単身者 会社などの独身寮の単身者	寮・寄宿舎の学生・生徒 病院・療養所の入院者 社会施設の入所者 自衛隊営舎内居住者 矯正施設の入所者 その他

**【昭和 35 年～50 年】**

昭和 55 年の世帯の定義と異なるのは次の点です。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人は，5 人以下の場合は雇主の世帯に含め，これを普通世帯とし，6 人以上の場合は，営業使用人だけをまとめて一つの準世帯としています。
- (2) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などに，起居を共にしている単身の職員を，

その寄宿舍・独身寮の棟ごとにまとめて一つの準世帯としています。

ただし、各戸が住宅の要件を備えている場合で、管理人以外に家族から成る普通世帯と単身者（一戸の居住者数は無関係）が同じ棟に居住しているような寮の単身者は、昭和 55 年の調査と同様に一人一人を一つの普通世帯としています。なお、一戸に単身者二人以上が居住している場合は、一人を「給与住宅」に住む普通世帯、他を一人ずつ「住宅に間借り」の準世帯としています。

#### 【昭和 30 年】

昭和 30 年の普通世帯及び準世帯の定義で昭和 35 年～50 年の調査と異なるのは次の点です。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人はすべて雇主の世帯に含めています。
- (2) 間借り又は下宿屋に住み、それぞれ独立して生計を維持している単身者について、一人一人を準世帯とせず、まとめて一つの準世帯としています。

#### 【昭和 25 年】

昭和 25 年の調査では、昭和 30 年でいう二人以上の普通世帯を「普通世帯」とし、一人の普通世帯を準世帯に含めていますが、昭和 25 年の報告書では、この普通世帯に一人の準世帯を合わせて「一般世帯」として表章し、二人以上の準世帯を「準世帯」として表章しています。

#### 【大正 9 年～昭和 22 年】

大正 9 年～昭和 22 年の普通世帯及び準世帯の定義は、昭和 30 年のものと、次の点を除いて実質的にほとんど同じです。

- (1) いわゆる素人下宿の単身の下宿人は下宿先の普通世帯に含め、また、間借り自炊している人は間貸主とは別の普通世帯としています。
- (2) 昭和 25 年以降、常住地方式により人口を把握しているのに対し、昭和 22 年以前は現在地方式によって人口を把握しているため、例えば 10 月 1 日午前零時をはさんで旅行中の人などは、昭和 25 年以降では自宅で把握されているのに対し、昭和 22 年以前は旅館宿泊者の準世帯として把握されているなどの場合があります。

#### 【沖縄県の調査における世帯の種類】

沖縄県の調査で用いられた世帯の定義のうち、上に記した定義と異なるのは昭和 35 年の調査における次の点です。その他の年については、上と同一の定義によっています。

- (1) 普通世帯と住居を共にし、生計を別にしている単身の同居人、間借り人、4 人以下の単身の下宿人及び営業使用人は一人一人を一つの普通世帯としています。
- (2) 準世帯は、「その他の世帯」として表章されており、その中には、普通世帯と住居を共にし、生計を別にしている単身の家事使用人（一人一人毎一つの世帯）と 5 人以上の下宿人、営業使用人（まとめて一つの世帯）を含めています。

#### ●世帯の家族類型

世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいい、昭和 45 年から用いられています。

A 親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もここに含まれます。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれています。

B 非親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯

さらに、親族世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

#### I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子どもから成る世帯
- (3) 男親と子どもから成る世帯
- (4) 女親と子どもから成る世帯

#### II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
  - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
  - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
  - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
  - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子どもと両親から成る世帯
  - ① 夫婦、子どもと夫の親から成る世帯
  - ② 夫婦、子どもと妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子どもとひとり親から成る世帯
  - ① 夫婦、子どもと夫の親から成る世帯
  - ② 夫婦、子どもと妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子どもを含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子どもと他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子どもを含まない。）から成る世帯
  - ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
  - ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯
  - ① 夫婦、子ども、夫の親と他の親族から成る世帯
  - ② 夫婦、子ども、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

なお、「II その他の親族世帯」について、(5)、(6)、(7)、(8)、(11)及び(12)を夫の親か妻の親かで細分した上記①、②の分類は、平成7年より用いられています。また、昭和45年及び50年は「兄弟姉妹のみから成る世帯」が「他に分類されない親族世帯」に含まれています。

**3世代世帯**とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれません。なお、この3世代世帯集計は、平成12年から行われたもので、平成7年以前の集計はありません。平成7年以前は、「夫婦、子どもと両親から成る世帯」、「夫婦、子どもとひとり親から成る世帯」及び「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」の合計を3世代世帯として取り扱っていました。

#### ●世帯人員及び親族人員

**世帯人員**とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。



**親族人員**とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいいます。養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族としています。

なお、国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届け出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

## ●住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分しています。

**住 宅**—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区分ごとに1戸の住宅となります。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれます。

**住宅以外**—寄宿舍・寮など生計を共にしない单身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

## ●住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

**主世帯**—「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

**持 ち 家**—居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。

**公営の借家**—その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

**都市機構・公社の借家**—その世帯の借りている住宅が都市機構又は都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。

**民営の借家**—その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

**給与住宅**—勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

**間借り**—他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

なお、昭和25年～40年では、「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「民営借家」をまとめて「借家」とし、また、昭和45年及び50年では、「公営の借家」及び「都市機構・公社の借家」をまとめて「公営・公団・公社の賃貸住宅アパート」としています。

## ●住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、昭和55年以降、その建て方により、次のとおり区分しています。

**一戸建**—1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれます。

**長屋建**—二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれます。

**共同住宅**—一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれます。

**その他**—上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

上の区分のうち共同住宅については、その建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」「15階建以上」に5区分しています。また、平成17年から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に5区分しています。

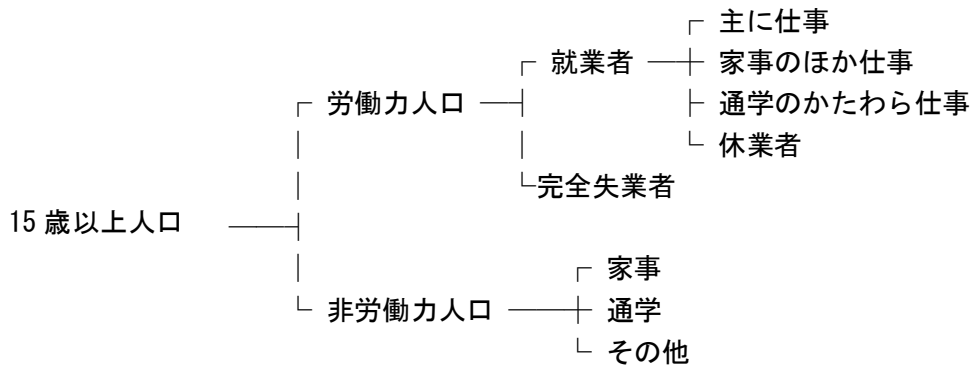
### ●延べ面積

延べ面積とは、各居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれません。坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3平方メートルに換算しています。

なお、住宅の広さに関する調査事項として、昭和60年までは「居住室の畳数」を調査しています。これは各居住室の畳数（広さ）の合計をいい、したがって、玄関、台所（炊事場）、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室など営業用の室の広さは含まれません。

### ●労働力状態

労働力状態とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



**労働力人口**—就業者と完全失業者を合わせたもの

**就業者**—調査週間中、貸金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

- (1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても貸金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めています。

**主に仕事**—主に勤め先や自家営業などの仕事をしていった場合

**家事のほか仕事**—主に家事などをしていて、そのほかに少しでも仕事をした場合

**通学のかたわら仕事**—主に通学していて、そのかたわら少しでも仕事をした場合

**休業者**—勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合、又は勤め人が 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

**完全失業者**—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

**非労働力人口**—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

**家事**—自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

**通学**—主に通学していた場合

**その他**—上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

なお、上の区分でいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

昭和 25 年以降、上記の「就業者」、「完全失業者」及び「非労働力人口」の定義に差異はありません。

ただし、昭和 25 年の結果及び昭和 30 年の沖縄県の結果については 14 歳以上人口について集計しています。

報告書等で用いている労働力率とは、15 歳以上人口に占める労働力人口の割合のことをいいます。また、労働力人口に占める完全失業者の割合を完全失業率といいます。

労働力率 (%) = 労働力人口 / 15 歳以上人口 (労働力状態不詳を除く) × 100

完全失業率 (%) = 完全失業者 / 労働力人口 × 100

大正 9 年、昭和 5 年及び 15 年の国勢調査では、平常の職業の有無によって有業者と無業者に区別する「有業者方式」によっています。

## ●就業時間

就業時間とは、就業者について、調査週間中にどのくらいの時間仕事をしたかによって、「休業者」、「1~4 時間」、「5~9」、「10~14」、「15~19」、「20~24」、「25~29」、「30~34」、「35~39」、「40~44」、「45~49」、「50~54」、「55~59」、「60 時間以上」の 14 区分に区分したものです。

## ●従業上の地位

従業上の地位とは、就業者を、調査週間中その人が仕事をしてきた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

**雇用者**—会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、以下にいう「役員」でない人

**常雇**—期間を定めずに又は 1 年を超える期間を定めて雇われている人

**臨時雇**—日々又は 1 年以内の期間を定めて雇用されている人

**役員**—会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

**雇人のある業主**—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、

雇人がいる人

雇人のない業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家  
家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者—農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者—家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

「従業上の地位」の区分は、各回調査で若干異なっています。大正9年及び昭和5年は「業主」と「業主以外」の2区分、15年は「事業主」、「家族従業者」、「その他の有業者」の3区分、22年は「個人業主」、「会社及び団体の役員」、「家族従業者」、「雇用者」の4区分、25年及び30年は「雇用者のある業主」、「雇用者のない業主」、「家族従業者」、「民間の雇用者」、「官公の雇用者」の5区分、40年は「雇用者」、「会社などの役員」、「自営業主」、「家族従業者」、「内職者」の5区分となっています。昭和35年及び45年から平成7年は、「雇用者」、「役員」、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「家族従業者」、「家庭内職者」の6区分となっています。平成12年及び17年では「雇用者」に「常雇」、「臨時雇」の区分が用いられています。

沖縄県における従業上の地位は、昭和25年～40年の調査が本土の調査と同じ定義により3区分で表章できるようになっています。

## ●産 業

産業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類したものをいいます。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によります。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を基に、これを国勢調査に適合するよう集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。平成17年国勢調査では、平成14年3月改訂の日本標準産業分類を基準としており、大分類が19項目、中分類が80項目、小分類が228項目となっています。

なお、報告書等では、産業大分類を3部門に集約している場合がありますが、その区分は以下によります。

- 第1次産業
  - ┌ A 農業
  - ├ B 林業
  - └ C 漁業
- 第2次産業
  - ┌ D 鉱業
  - ├ E 建設業
  - └ F 製造業
- 第3次産業
  - ┌ G 電気・ガス・熱供給・水道業
  - ├ H 情報通信業
  - ├ I 運輸業
  - ├ J 卸売・小売業
  - ├ K 金融・保険業
  - ├ L 不動産業
  - ├ M 飲食店、宿泊業
  - ├ N 医療、福祉
  - └ O 教育、学習支援業

- | P 複合サービス事業
- | Q サービス業（他に分類されないもの）
- └ R 公務（他に分類されないもの）

## ●職業

職業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類したものをいいます。

なお、従事した仕事は二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を基に、これを国勢調査に適合するように編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。平成12年国勢調査では、平成9年12月改定の日本標準職業分類を基準としており、大分類が10項目、中分類が61項目、小分類が274項目となっています。

なお、報告書等では、職業大分類を4部門に集約している場合がありますが、その区分は以下によっています。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| I 農林漁業関係職業      | G 農林漁業作業者        |
|                 | └ H 運輸・通信従事者     |
| II 生産・運輸関係職業    | └ I 生産工程・労務作業者   |
|                 | └ D 販売従事者        |
| III 販売・サービス関係職業 | └ E サービス職業従事者    |
|                 | └ F 保安職業従事者      |
|                 | └ A 専門的・技術的職業従事者 |
| IV 事務・技術・管理関係職業 | └ B 管理的職業従事者     |
|                 | └ C 事務従事者        |

## ●従業・通学時の世帯の状況

従業・通学時の世帯の状況は、一般世帯を世帯員の従業・通学の状況により区分したもので、昭和60年から設けられています。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」について通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」について、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分しています。

通勤・通学者のみの世帯—世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯

通勤者のみ

通学者のみ

通勤者と通学者のいる世帯

うち12歳未満通学者あり

その他の世帯—通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

(通勤・通学者以外の世帯員の構成)

高齢者のみ—65歳以上の者のみ

うち1人

高齢者と幼児のみ—65歳以上の者と6歳未満の者のみ

うち高齢者1人

高齢者と幼児と女性のみ—65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

高齢者と女性のみ—65歳以上の者と6～64歳の女性のみ

幼児のみ－6歳未満の者のみ  
幼児と女性のみ－6歳未満の者と6～64歳の女性のみ  
女性のみ－6～64歳の女性のみ  
その他－上記以外

なお、昭和60年国勢調査では、「通勤・通学者のみの世帯」に関する細区分はなく、また、「幼児のみ」は「その他」に含まれています。

### ●母子世帯・父子世帯

**母子世帯**とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

**父子世帯**とは、未婚・死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

母子世帯・父子世帯についての統計表は、昭和55年から利用できますが、昭和55年及び60年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていません。

### ●高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和55年から集計されていますが、その定義は各回調査で若干異なっています。

**高齢単身世帯**とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

なお、昭和55年及び60年では、60歳以上の人一人のみの世帯及び60歳以上の人一人と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯を高齢単身世帯としています。

**高齢夫婦世帯**とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

なお、昭和55年及び60年では、いずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯及びいずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の18歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）をいい、平成2年では、いずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいっています。

### ●従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

**自市区町村で従業・通学**－従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

**自宅**－従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれます。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれます。

**自宅外**－常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

**他市区町村で従業・通学**－従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

（これは、いわゆるその市区町村からの流出口を示すものとなっています。）

**自市内他区**－常住地が15大都市にある人で、同じ市（都）内の他の区に従業地・通学地がある場合

**県内他市区町村**－従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

**他県**－従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するという事は、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村としています。

ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入になる仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはならず、「就業者」としています。

この従業地・通学地については、昭和 30 年では、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査は行われていません。また、昭和 35 年以降の各調査は従業地・通学地とも調査されていますが、昭和 35 年及び 40 年は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していません。

## ●昼間人口と夜間人口

**常住地による人口（夜間人口）**とは、調査時に調査の地域に常住している人口です。

**従業地・通学地による人口（昼間人口）**とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口です。

[例：A 市の昼間人口の算出方法]

A 市の昼間人口=A 市の常住人口-A 市からの流出口+A 市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していません。

昼間人口は昭和 35 年以降算出されていますが、35 年及び 40 年では、通学者の出入りを計算する際に、15 歳以上の人に限っており、この点が 45 年以降と異なります。